林業・木材産業改善資金
をご活用下さい

◆林業・木材産業者の林業経営をサポート◆

林業・木材産業改善資金は、**無利子**の制度融資です。

貸付対象者	森林所有者、森林組合、素材生産業者、木材製造業者 木材卸売業者、きのこ生産者　　等
利　　率	無利子
貸付限度額	林　　業：個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、団体 5,000 万円
償還(据置)期間	１０年以内（うち据置期間は３年以内）
申請時期	随時
債務保証	(独)農林漁業信用基金(※)の債務保証を受けることが条件です。

※　農林漁業信用基金とは、林業者、木材産業者等が融資機関から事業資金を借り入れる際に、その借り入れに係る債務を保証して、資金の融通を図るために設立された独立行政法人です。
　事業者が債務保証を受けるには、保証額に応じて農林漁業信用基金へ出資金と保証料の支払が必要になります。

資金内容

新たな林業・木材産業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設の導入や林業労働者の福利厚生施設の導入を目的とするもの

- **施設の改良、造成又は取得に必要な資金**
  高性能林業機械、グラップル付きショベル、木材加工機械、木材乾燥機、木質バイオマス利用施設、クレーン付トラック、人員輸送車などの機械購入、林業労働者のための休憩施設の設置など
- **造林に必要な資金**
  複層林施業を実施し、苗木を植栽する費用など
- **立木の取得に必要な資金**
  一定量の立木を製材工場等へ安定的に供給するため、安定供給の取決めをして立木を取りまとめて取得するために必要な資金
- **林業・木材産業の経営改善などに必要な資金**
  能率的な技術・経営方法の取得のための研修、調査費、素材認証取得費用、事業の立ち上がりにおける燃料・資材費など

山梨県

事業者が資金を借りる場合の申請から借受までの流れ

山梨県でご利用の場合は、県内の下記指定金融機関から貸付を受けて頂くことになります。

指定金融機関	・山梨県民信用組合 ・都留信用組合 ・山梨信用金庫 ・甲府信用金庫

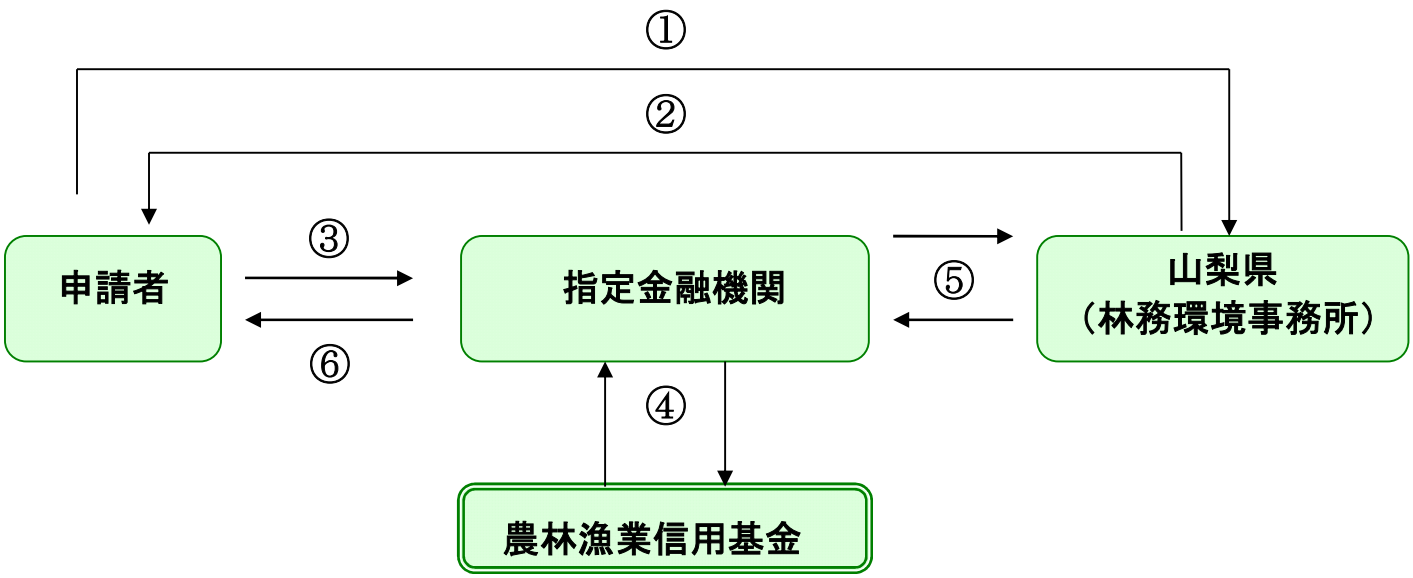

【農林漁業信用基金の債務保証が受けられる方のみ、貸付の対象になります】

① 申請者は、貸付資格認定申請書を最寄りの林務環境事務所へ提出します。
② 山梨県で申請書を審査し、問題がなければ貸付資格の認定をします。
（制度目的に適合しているかの認定であり、貸付の決定ではありません。）
③ 申請者は貸付資格認定書の写しを持って、指定金融機関へ借入の申込みを行います。
④ 指定金融機関では農林漁業信用基金へ申請者の債務保証について協議し、債務保証を受けます。
⑤ 山梨県から指定金融機関へ資金が交付されます。
⑥ 申請者は指定金融機関から資金を借り受けます。

お借り入れの際には、まずお近くの林務環境事務所森づくり推進課へご相談ください。

◆中北林務環境事務所	韮崎市本町四丁目 2－4	TEL 0551－23－3088
◆峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後 1239－1	TEL 0553－20－2721
◆峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田 111－1	TEL 055－240－4167
◆富士・東部林務環境事務所	都留市田原二丁目 13－43	TEL 0554－45－7884

発行：山梨県森林環境部林業振興課
TEL：055－223－1650　FAX：055－223－1679